

名)の約10%(新入所少年数:19421名、数値はいずれも平成10年中)にすぎず³⁾、特に問題性の高い非行少年を対象としていると考えられる。また、この結果によれば、性的虐待に関しては両群に大きな差異が見出せないが、身体的虐待やネグレクトに関しては、少年院と児童自立支援施設では大きく数値が異なる。これは、両施設について入所する少年の質の違いのほかに、「虐待」の定義の仕方も異なるのではないかと考えられる。つまり、これらのサンプルはいずれも、家庭の状況に問題がある対象者についての報告と考えられるが、少年院在院者については、調査方法として、自己申告によって、各1項目の虐待経験の有無により決定されている。しかしながら、児童自立支援施設の少年は、施設職員による評定であり、総合的に決定されていると考えられる。したがって、両群が同じ基準で回答しているとは限らない。また、また、鑑別所で鑑別を受ける少年や児童自立支援施設・少年院へ入所する少年はその罪状等犯行内容に加えて、家庭的背景の問題も影響していると考えられ、非行少年全体を代表するとは考えにくい。なお、一般的に考えて見れば、「虐待」と「きびしいしつけ」の境界は曖昧であり、子どもを虐待する親の多くは、子どもを虐待するつもりではなく「きびしいしつけ」をしているとの認識で子どもに対峙していると考えられる。

要 約

警察で補導・保護された福祉犯被害女子少年を調査対象者として、調査時点に至るまでの被虐待経験について、自己報告による質問紙により両親あるいは家族(性的虐待のみ)からされた具体的な虐待行為の経験を尋ねた。その結果、非行群の少年は、一般群の高校生に比べ、暴力的虐待・ネグレクト・心理的虐待のいずれにおいても被虐待経験が多い。しかしながら、非行様別に見るとかなり差異が見られ、特に、男子の凶悪粗暴と薬物、女子の福祉犯被害者と薬物は虐待経験が多い。また、性的虐待は福祉犯被害者に顕著である。また、虐待された少年の多くは、1種類だけでなく、2種類上の虐待を受けていることが多く、また、虐待をする者についても、両親の一方だけでなく、両親のそれぞれから受けている者が少なからずいた。

文 献

- 1) 国立武蔵野学院 児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究 平成12年
- 2) 法務総合研究所 法務総合研究所研究部報告
11 児童虐待に関する研究(第1報告)
- 3) 法務総合研究所 犯罪白書 1999

海外調査

児童虐待の防止策に関するイギリス訪問記録

(2002.3.14-23)

イギリスにおいても、警察(スコットランドヤード児童保護ユニット)及び NSPCC(NATIONAL SOCIETY for THE PREVENTION of CRUELTY to CHILDREN)を訪問し、児童虐待取り扱いの基準及びその防止対策、ならびに被虐待児童に対する面接技法についての情報を入手したので報告書としてここに記す。

虐待は警察及び社会福祉の領域で取扱いがなされている。いずれの場合にせよ、児童は、成人とは異なり、その犯罪事実を引き出すのに多くの困難を伴う。ここでは、被虐待児童のトラウマを軽減しながら、真実を引き出すための面接手法と警察における児童虐待の取り扱いについて述べる。

1 ビデオ録画による証言

児童虐待に限らず、虐待や犯罪被害によりトラウマを受けた者にたいして、警察・検察・裁判等で同じようなことを繰り返し聴取されることは苦痛であり、その後に及ぼす心理的影響もはかり知れない。そのため、被虐待児童や性犯罪被害を受けた者に対して、警察等で事情聴取したビデオが、他の機関においても、利用される等の措置が採用されるようになって来ている。

北ウェールズ地方では、子どもの負担を軽減し、また、法廷においても児童の証言が証拠採用するために、ビデオによる録画記録法が導入されている。特に、この北ウェールズ地方では、被害者等が証言している状況をビデオ録画するための施設(児童のみならず、社会的弱者のためにはいつでも使用される Interview suite)が用意されている。北ウェールズ地方全体で、1994年から1997年までの間に、児童虐待事例;180回のビデオ録画が行われ、そのうち100本がデータベース化されている。年齢分布は3歳から12歳までで、3歳児は1例のみであった。証言を行っている者は男女ほぼ同数で、聞き役は概ね女性である(男性は1例のみである)。録画記録の50%は、子どものみで警察官からインタビューを受け、残りの50%は、

室内に支援者がいる状態で警察官からインタビューを受けている。支援者はソーシャルワーカー(この場合には、支援者は男女半々である)などである。このビデオ録画された事件の被害者の大多数は性的虐待を受けた児童である。性的虐待の場合、犯罪行為を立証するための証拠が不十分なことがしばしばある。したがって、被害児童の証言の重要性が再認識されている。今回訪問先で入手した Interviewing Children —A Guide for Child Care and Forensic Practitioner(著者 Michelle Aldridge and Joanne Wood)中には参考にすべき多くの点が含まれているので、要点をかいつまんで紹介する。

子どもとの面接の過程を次の5つの局面にわけてそれぞれの具体的面接方法について、具体的な子どもとのやり取りを紹介しながら、解説している。

1 こどもと話すこと及び子どもの話しに耳を傾けること(Talking and Listening to Children)

この章では、被虐待児童への面接方法について歴史的展開が述べられている。

2 ラポールの確立(Establishing Rapport)

この章では、子どもとのラポールの確立方法について述べられている。被虐待児童の性別や年齢に適したラポールのとり方、面接に適した時間帯、効果的なラポールの取り方、機器材の利用方法、ラポールのとり方についての評価まで含めて論議されている。

3 自由叙述局面 子どもの話しに耳を傾ける(Free Narrative Phase; Listening to Children)

この章では、子どもに自由叙述をさせる機会の作り方、誘導なしに子どもに自由に語らせる方法等について記述されている。また、評価についてのチェックリストも含まれている。

4 質問(Asking Questions)

この章では、子どもの理解の程度に応じて、どのような5W1Hの質問をしていくか、また先行研究の成果をふまえての、子どもの回答能力と証拠状況を検討している。また、使用してよいタイプの質問と使用してはいけないタイプの質問がチェックリストとなっている。

5 面接の観察——子どもの言語と発達(Interviewing Observed : Child Language and Development)

この章では、児童虐待の犯罪として捜査時に使用される言語に対する子どもの理解度に焦点をあてている。

法的用語に対する子どもの反応の例;(警察官や裁判所など)、身体の各部位についての用語、感情表現(不安、強制的に)、代名詞の理解(彼、それ)、時間的な表現(以前に、後で)、前置詞の使い方(中へ、下で)などが、面接事例から紹介されている。

ページ数の制限から、具体例を紹介できないが、言語の壁を越えて、参考にすべき点が多々含まれている。

2 警察における児童虐待への取り組み

1) 犯罪防止プログラム

警察における、児童虐待への関与は、児童が虐待により死亡した場合、あるいは傷害を負った場合などに、「犯罪事件」捜査としての関わり(当然被虐待児童の保護も含まれる)と一般的な犯罪予防的な視点との2通りある。犯罪予防的な視点としては、加害者(非行少年や犯罪者)となることの予防とともに、被害者にならないための防止策も含まれる。このことは、イギリスで発生した子どもによる子どもの誘拐殺害事件(昼間の商店街で、10歳の2人の少年によって2歳の幼児が誘拐殺害され、誘拐の過程が防犯カメラに映し出されていた)がきっかけになっているとも考えられる。

ア KIDSCAPE プログラム

イギリス内務省で出版しているパンフレット「犯罪防止; Crime Prevention」には、家庭向け広報として「子どもの安全; Keeping your children Safe」との1節が設けられ以下のようないいえが記述されている。

子どもは、遊び場でのいじめ、あるいは不審な大人、あるときは家庭内においても家族成人からの身体的・性的脅威にさらされている。多くの子どもは、いまや、時には学校での特別授業の中でも、いかに安全にすごすかを教えられるようになってきている。これは、KIDSCAPE 慈愛と呼ばれるものであり、家庭において、親が子どもに教えるべきこととされている。

親が子どもに対して教えるべきことは次のようなことがある。

ア) 安全にすごす権利

子どもたちに、安全にすごす権利を有していることを教える。この権利は誰も剥奪できない。

イ) 自分自身の身体を保護すること

「自分自身の身体は自分自身のものだ」ということを認識させる。特に、下着で覆われている部位は人に見せるものではないということを認識させる。

ウ) NO(ダメ)といえる

子どもたちに、もし、誰かが子どもたちを傷つけようとしたら、NO(ダメ、イヤ)と言ってもいいのだと教える。多くの子どもたちは、いつも、「大人の言いつけどおりにする」ように教えられている。このことが必ずしも当てはまらないこともある。

エ) いじめられたら「助け」を求める

いじめは、その対象として、より年齢の低い弱そうな子が選ばれる。子どもたちには、援助を求められる友人を持つように、そして、けんかすることなく[NO]と言うように言いなさい。もしそのようなことがあつたら、必ず、大人に言うように伝えましょう。いじめっ子が力に訴え傷つけようしたら、ほしがるもの、たとえばバイクのようないーはあげてしまうように言いましょう。そして、子どもがそのような経験をして家に帰って来たときには、決してその子どもを怒ることはない伝えておきましょう。

オ) 話しをすること

子どもたちに、その日に何が起つたかを話すように言いましょう。そして、どんなことを話しても決して、親が怒ることないと伝えておきましょう。

カ) 子どもを信じること

もし、あなたの子どもがあなたに援助を求めてきた時には、子どものことを信じてほしいと思っている、そして援助を求めていることを知る必要がある。性的暴行の被害にあつたような場合には、子どもは決してそのことについてうそはつかない。

キ) 秘密にしないこと

子どもがよく知っている子どもへのいたずらをする人は、しばしば、「子どもにキスしたり、接触したりすることは秘密だよ、決して人に言ってはいけないよ」という。親は、子どもに、そんなことはないと伝えたとしても「秘密は決して守られることはない」と言っておきましょう。

ク) 接触を拒絶する

誰かが子どもにキスしようしたり、接触しようとした時、もし子どもがそれを望まないならば、「NO(ダメ、イヤ)」と言ってよいと伝えましょう。もし、誰かが子どもに身体的に接触するようなことがあり、それを秘密にしようというような事があれば、子どもは親に話さなければならぬ。子どもに対して、子どもを抱きしめたりキスしたりすることを強制してもいけない。

ケ) 見知らぬ人と話さない

最も悪意ある人々は、もし、打ちひしがれていたり、

落ち込んだりしているのでなければ、見知らぬ子どもに近づくことはない。子どもには、決して見知らぬ人と話してはならないと伝えましょう。もし見知らぬ人から話しかけられたら、懇懃にその接触を無視するように教えましょう。もし、子どもが見知らぬ人に話しかけられるようなことがあつたならば、必ずそのことを親に言うように伝えましょう。

コ) 規律を破る

子どもたちに、安全を守るために規律を破ってよいことがあることを教えましょう。危険から逃れるためには、逃げること、悲鳴をあげること、うそをつくこと、蹴飛ばすことは許されることである。

イ ティーンエイジャー(10代)のための安全方策

もし、親が夜間、パートタイムの仕事をしていたり、外出したりすることがあるならば、子どもに対して、また親に対して、以下に示すような安全のための基本的な規則に従うことを守るようにしましょう。

ア) 子どもに対しての注意事項

- 両親が子どもの居場所や親への連絡方法について知っている
- もし、子どもが友達と一緒に外出するならば、同じ友達と一緒に帰るようにしましょう。もし、一人で外出する時には、買える前に帰宅の方法を確保しておきましょう。いつしょに連れ帰ってくれる人を確認しておきましょう。
- もし、外出して帰りの交通手段が確保できなくなつた時は、電話で連絡し、帰りのタクシー運転手の名前等を告げるようになります。
- あつたばかりの人の車に同乗してはならない。
- もし、ベビーシッターのような日常的な仕事を探しているならば、家族や友達を通して探すようにしましょう。(新聞などの)広告には注意が必要です。
- もし広告に応募してみる時には、最初の1日は友達か親と一緒に行くようにしましょう。
- もしベビーシッターをするならば、親に連絡先を告げておきましょう。
- もし誰かがあなたがベビーシッターをしている家に尋ねてくる人がいたら、その人を決して家の中に入れてはなりません。電話がか

かつてた時には、決してあなた一人で留守番をしていると話してはなりません。

- あなたがどこにいようと、緊急時の電話連絡方法や確実で最も早い逃げ道を確保しておかねばなりません。

イ) 親に対するメッセージ

- もしあなたに10代の息子や娘があるならば、夜間外出する時には、交通手段についてチェックしておきましょう。必要ならば、親自身が子どもを目的地まで、目的地からの送迎をしましょう。このことはちょっと厄介に見えるかもしれませんのが、あなたの心の兵亜印と安全を秤にかければおのずと答えは理解できると思います。

ウ) 子どもの外出

子どもに対して、「いつ」、「どのように」「自分自身を守る」ということを教えることは大切なことである。統計的には、見知らぬ人からの危険に曝される割合は高くはない。むしろ、交通事故の被害者になることや、階段からの転落事故等のほうがはるかに高い割合で発生しやすい。発生するかもしれない危険や危険にさらされた時、落ちついて対処できる方法や家庭内の安全の決まりについて、家庭内で教えることは大切なことがある。

子どもの事故防止協会(Child Accidental Prevention Trust)は以下のような助言をしている。

- 子どもを安全に保護することは、誰もが負うている責任である。もしあなたが、子どもが一人でいるところや、落ち込んだり、助けを求めたりしている時には、通告することを忘れないでください。
- あなたにお子さんがいたら、外出時に知らない人に話しかけたりしないように教えてください。
- もし、子どもが迷子になった時に、どうするかおしゃえておいてください。まず、警察官のところへ行けと教えてください。店で働いている誰か、幼い子どもを連れた誰かなどでもよいでしょう。最後に連れといっしょにいたところから、あまり遠くへ行直い方がいいでしょう。
- 子どもはいつも近くに連れているようにします。小さな赤ん坊と一緒にいる時には、買い物

をするわずかの間でも駐車した車の中においておいてはいけません。車の窓こしに除いてみるだけでは十分ではありません。

- もし、買い物に行って、うば車の入店が許可されなかつたならば、ほかのお店に行きましょう。決して幼い子どもを店外に放置してはいけません。
- また、幼い子どもを他の子どもに監視させてはいけません。そうするならば、その子どもを世話を大人が必要です。
- 図書館や病院やその他の公共機関においては、ベビーバギーなどの乳児用の乗り物の乗り入れを禁止しているかもしれません。その場合には、赤ちゃんだけを連れて行くようにしましょう。そして、うば車だけは外へおいておきましょう。
- よちよち歩きの子どもは、backpacker(背負子)に入れておくのが安全です。あまり重くもありませんし。
- よちよち歩きの子どもには、安全ひも(rein)を使いましょう。いつも使っていれば、それが友達のように子どもは感じてくれます。手をつなぐことが安全とは思わないでください。子どもの小さな手は大人の指の間からすり抜けてしまいます。
- ショッピングセンターやデパートなどの監視人のいない遊び場に、小さな子どもを放置しておくのは止めましょう。あなたが、あるいはほかの誰かが子どもと一緒にいる必要があります。
- 喫茶店でお茶を飲んだり、トイレに行く時でも、見知らぬ人に「子どもを見ててね」といってはなりません。
- 子どもと一緒に、住所や電話番号を教えてください。そうすれば、万が一迷子になった時でも、簡単に家に帰り着く方法が見つかります。

以上示したように、犯罪予防の観点からとはいえ、きめ細かな、性被害防止につながる示唆が多く含まれている。

2)児童虐待捜査

児童虐待が発生した時、多くの警察では Child Abuse Investigation Unit (児童虐待犯罪捜査部) が、設けら

れており、そのユニットが捜査にあたる。捜査の為の手続きは、児童保護という点で特異であり、特別の捜査手続きマニュアルが設けられているところも多い。

Nottinghamshire 警察の児童虐待捜査手続きマニュアルを入手したので、その捜査の為の概念を紹介する。

ア 児童保護手続きのためのマニュアル

1はじめに

この手続きは、ノッティンガムシャーで認知された18歳未満の被虐待児童、あるいは虐待の危機に瀕している児童のすべてに適用される。加害者は、両親、親戚、養父母、学校の職員、施設や病院など居住一体型施設で子どもを世話をしている者、知人、ある場合に

は見知らぬ人まで含まれる。

2児童虐待の定義

ここでいう児童虐待には、身体的虐待/ネグレクト・性的虐待・心理的虐待が含まれる(ネグレクトと心理的虐待は子どもに対する残虐行為に含まれる)。

3 これらの事件に関連する捜査は、児童虐待捜査ユニット(Child Abuse Investigation Unit の捜査官によってなされる。

4 警察の捜査手続きは、地域の児童保護委員会の手続きの一部である。

上記のように、児童虐待に対する警察内の特別の部門が担当している。

表1-1 調査対象者の年齢分布

	被害者	一般女	一般男	一般計
総 数	105	109	100	209
13歳以下	6.7	0.0	0.0	0.0
14歳	11.4	0.0	0.0	0.0
15歳	19.0	0.9	0.0	0.5
16歳	38.1	43.1	50.0	46.4
17歳	20.0	55.0	50.0	52.6
18歳以上	4.8	0.9	0.0	0.5
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0

図1-1 年齢分布

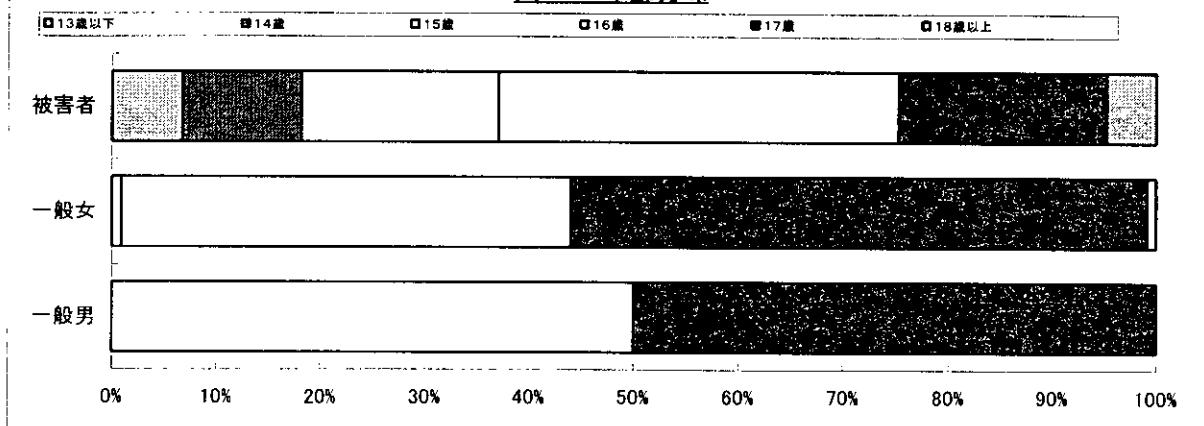


表1-2 調査対象者の身分

	非行 被害者	
	総数	被害者
1 中学		105
2 高校		28.6
3+4 その他の学生		35.2
5+6 有職少年		2.9
7 無職少年		11.4
8 その他		18.1
		3.9

図1-2 調査対象者の身分

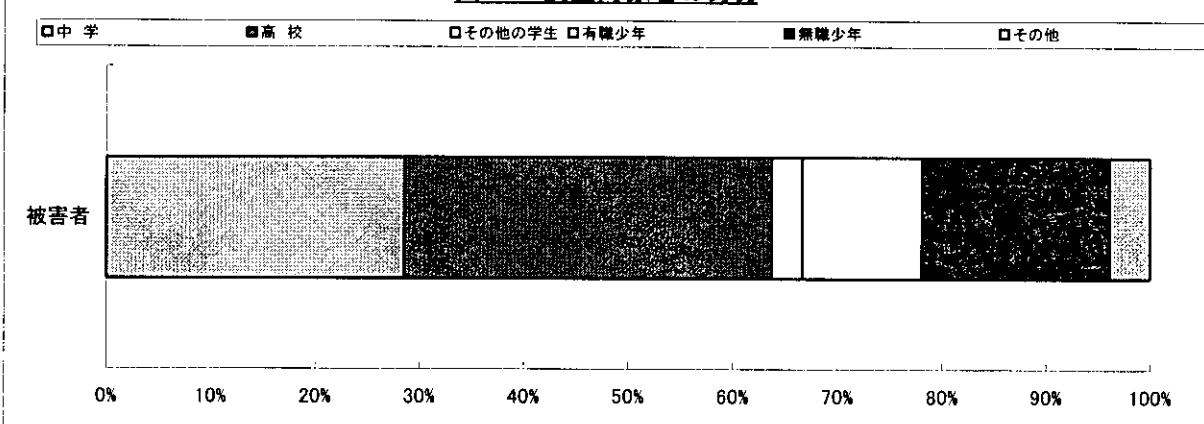


表1-3 父親の職業

	被害者	一般女	一般男	一般計
総 数	105	109	100	209
1 つとめ(事務的)	9.5	27.5	33.0	30.1
2 つとめ(事務以外)	43.8	42.2	32.0	37.3
3 自営業	11.4	19.3	25.0	22.0
4 農林漁業	1.9	0.0	0.0	0.0
8 自由業	0.0	0.9	0.0	0.5
5 無 職	4.8	0.9	2.0	1.4
7 その他	2.9	0.0	1.0	0.5
6 父はいない	22.9	7.3	5.0	6.2
無回答	2.9	1.8	2.0	1.9

図1-3 父親の職業

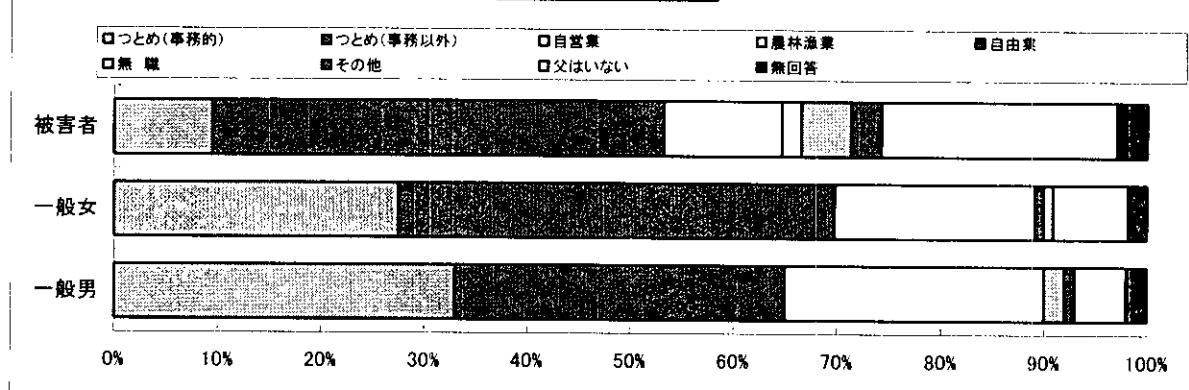


表1-4 母親の仕事

	被害者	一般女	一般男	一般計
総 数	105	109	100	209
1 つとめ	31.4	18.3	23.0	20.6
2 パート	29.5	46.8	41.0	44.0
3 家の仕事	6.7	9.2	9.0	9.1
4 専業主婦	19.0	21.1	21.0	21.1
5 その他	1.9	3.7	2.0	2.9
6 母はいない	7.6	0.9	3.0	1.9
無回答	3.8	0.0	1.0	0.5

図1-4 母親の仕事

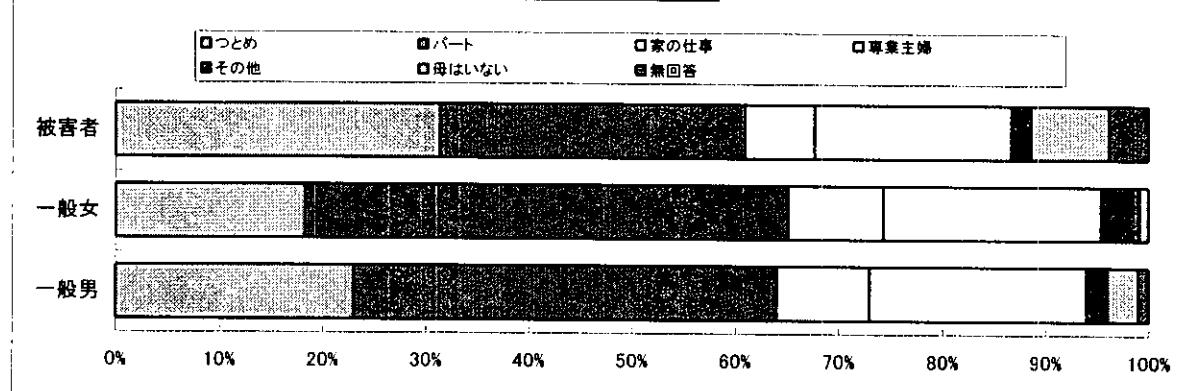


表1-5 個室の有無

	被害者	一般		
		一般女	一般男	一般計
総数	105	109	100	209
ある	72.4	53.2	70.0	61.2
きょうだいと一緒に	10.5	35.8	14.0	25.4
もっていない	17.1	11.0	16.0	13.4
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0

図1-5 自分の部屋

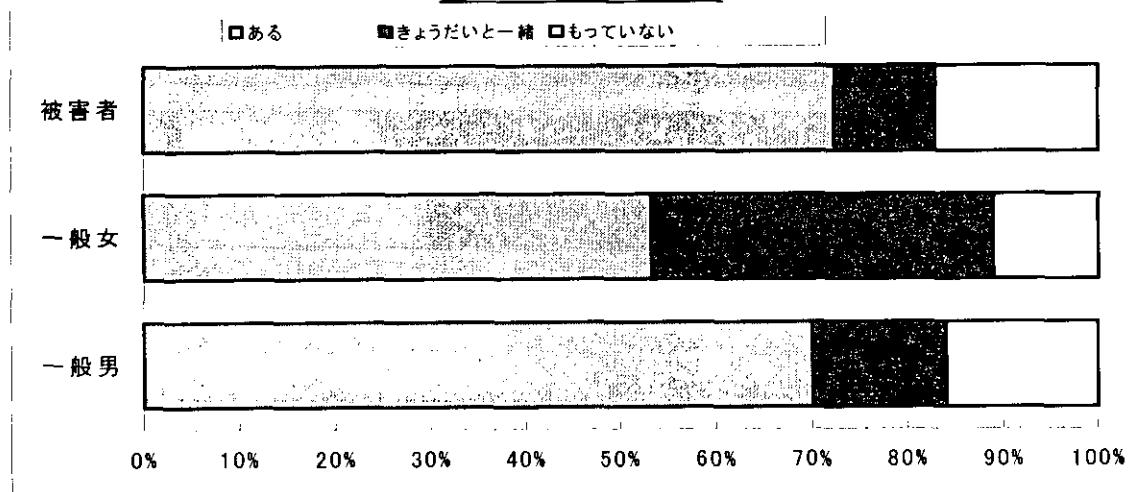


表2-1 身体的虐待経験割合

頻度	虐待する者	一般			被害者
		男	女	一般計	
	総数	100	109	209	105
「よく+時々+たまに」	父親	60.0	61.5	60.8	72.4
	母親	54.0	66.1	60.3	81.0
「よく+時々」	父親	26.0	24.8	25.2	33.3
	母親	19.0	25.7	22.5	32.4
「よく」	父親	16.0	12.8	14.4	20.2
	母親	15.0	14.8	15.0	21.2

表 2-2-3 暴力的行為(罪種別)

父 親	一 般			
	男	女	一 般 計	被 害 者
総 数	100	109	209	105
父 親	大声でしかられる	24.0	30.3	27.3
	手をたたかれる・ぶたれる	11.0	11.0	11.0
	顔をたたかれる・なぐられる	16.0	9.2	12.4
	顔を平手打ちにされる	13.0	7.4	10.1
	お尻をたたかれる	8.0	7.3	7.7
	物を使ってたたかれる	7.0	5.5	6.2
	物を投げつけられる	10.0	4.6	7.1
	ひどくつねられる	3.0	1.8	2.4
	家の外(ベランダなど)に出される	10.0	7.4	8.6
	押入等に入れられる	3.0	1.8	2.4
母 親	髪を切られる	2.0	0.9	1.5
	大声でしかられる	29.0	33.9	31.6
	手をたたかれる・ぶたれる	15.0	14.7	14.8
	お尻をたたかれる	8.0	8.2	8.1
	顔をたたかれる・なぐられる	6.0	8.2	7.2
	顔を平手打ちにされる	9.0	8.3	8.6
	物を使ってたたかれる	7.0	6.4	6.7
	物を投げつけられる	4.0	3.7	3.8
	家の外(ベランダなど)に出される	5.0	7.4	6.2
	ひどくつねられる	7.0	3.7	5.3
母 親	押入等に入れられる	2.0	1.8	1.9
	髪を切られる	0.0	0.9	0.5
				1.9

表 2-3 両親からの身体的虐待(%)

	被 害 者	一 般	
		男	女
両親いずれからもなし	52.4	69.0	63.3
母からのみ	14.6	5.0	11.9
父からのみ	14.6	12.0	11.0
両親から	18.4	14.0	13.8

図 2-1 両親からの身体的虐待経験

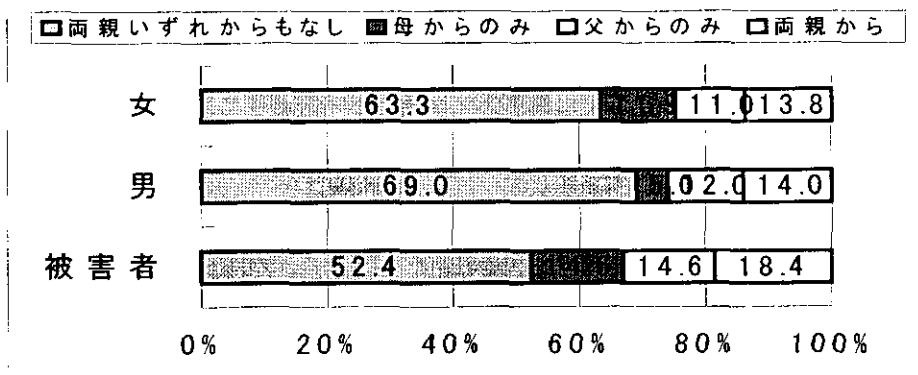


表2-4 ネグレクト経験

		ネグレクト					
		父親			母親		
		「よく」	「よく+時々」	「よく+時々+たまに」	「よく」	「よく+時々」	「よく+時々+たまに」
一般	男	12.0	24.0	54.0	7.0	15.0	45.0
	女	11.0	29.3	61.4	6.4	25.7	64.2
	一般計	11.5	26.8	58.0	6.7	20.6	55.1
被害者		21.9	38.2	66.7	16.2	33.3	75.3

表 2-5 ネ グ レ ク ト

		一 般			
		男	女	一 般	被 害
		100	109	209	105
父 親	泣いても放っておかれる	# # #	# # #	23.4	34.3
	1人で家においていかれる	1.0	1.8	1.5	7.7
	風呂に入れたり下着を替えてもらえない	3.0	1.8	2.4	6.7
	食事を与えられない	4.0	1.8	2.9	1.0
	自動車内等に放置される	0.0	0.9	0.5	0.0
	る	1.0	0.0	0.5	0.0
母 親	泣いても放っておかれる	# # #	# # #	18.7	27.6
	1人で家においていかれる	2.0	5.6	3.8	6.7
	食事を与えられない	4.0	3.7	3.9	6.7
	風呂に入れたり下着を替えてもらえない	1.0	0.9	1.0	2.0
	自動車内等に放置される	1.0	0.0	0.5	0.0
	裸のままにされ	0.0	0.0	0.0	0.0

表2-6 両親からのネグレクト

被害者	一般	
	男	女
両親いずれからも	46.6	70.0 60.6
母からのみ	15.5	6.0 10.1
父からのみ	19.4	15.0 13.8
両親から	18.4	9.0 15.6

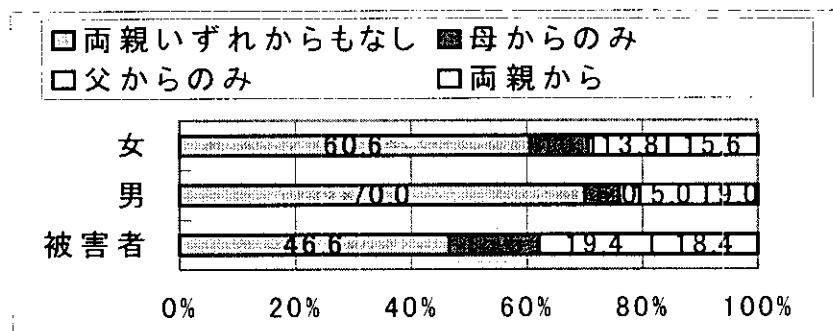


表2-7 心理的虐待の経験者

福祉犯被害者	父 親		母 親
	男	女	
一般群	47.6	37.0	62.1
	38.5	37.8	42.0
	47.4		52.3
一般計			

表2-8 心理的虐待

		一般			
		男	女	一般	被害者
総 数		100	109	209	105
父 親	気に入らないことがあると私に八つ当たりする	15.0	17.4	16.3	27.6
	他の兄弟姉妹とくらべて不公平があつかいをする	13.0	17.4	15.3	23.8
	「いらないから出て行け」と言われる	7.0	11.1	9.1	22.8
	私をほめたことがない	6.0	5.5	5.7	17.1
	私は、親に対して、いつもびくびくしている	1.0	6.4	3.8	14.3
	むりやり行きたくない塾や習い事に行くように言われる	8.0	2.7	5.3	5.8
	「生まれてこなければよかった」と言われる	2.0	0.9	1.5	7.6
	刃物をつきつけるなど怖い思いをさせる	0.0	1.8	1.0	4.8
母 親	他の兄弟姉妹とくらべて不公平があつかいをする	20.0	27.5	24.0	29.5
	気に入らないことがあると私に八つ当たりする	14.0	30.3	22.5	40.0
	「いらないから出て行け」と言われる	7.0	14.7	11.0	29.5
	むりやり行きたくない塾や習い事に行くように言われる	19.0	7.3	12.9	7.7
	私をほめたことがない	4.0	1.8	2.9	13.3
	「生まれてこなければよかった」とと言われる	0.0	4.6	2.4	17.2
	私は、親に対して、いつもびくびくしている	1.0	6.4	3.8	10.5
	刃物をつきつけるなど怖い思いをさせる	1.0	0.9	1.0	9.5

表2-9 両親からの心理的虐待

	被害者	一般		
		男	女	計
両親いずれからも	27.2	44.0	37.6	40.7
母からのみ	25.2	19.0	23.9	21.5
父からのみ	10.7	14.0	10.1	12.0
両親から	36.9	23.0	28.4	25.8

図2-3 両親からの心理的虐待経験

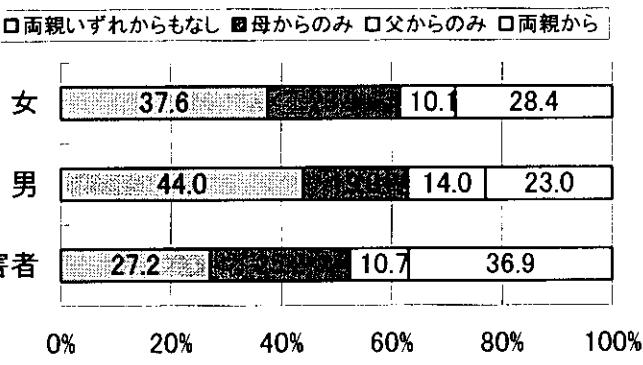


図2-4 両親からの虐待

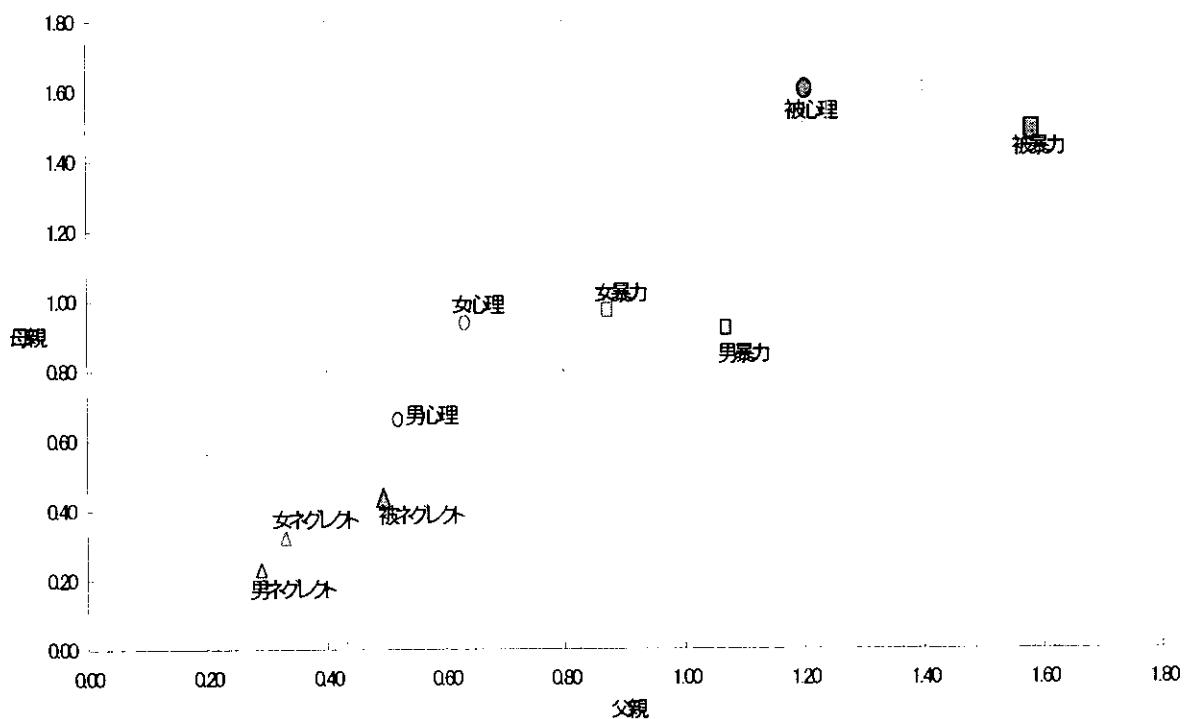


表 2-10 性的虐待

	被 害 者	一 般	
		女	女
総 数	105	109	
むりやり、キスされた	6.8	2.7	
むりやり、からだや乳房をさわられた	11.5	1.8	
むりやり、性器をさわられた	9.5	1.8	
異性(あるいは同性)から、むりやり裸や性器をみせられた	4.8	0.0	
ポルノ雑誌やアダルトビデオをむりやり見せられた	2.0	0.0	
むりやり、性交をさせられそうになった	2.9	0.0	
相手の性器にさわるよう強制された	2.9	0.9	
むりやり、性交をさせられた	4.9	0.0	
むりやり、裸や下着姿の写真をとられた	0.0	0.0	
むりやり、他人の性交をみせられた	0.0	0.0	
	13.5	5.5	

表2-11 性的虐待被害の時期

経験あり	被害者					一般女				
	総数	105					109			
	小あり 中あり	小あり 中なし	小なし 中あり	不明	計	小あり 中あり	小あり 中なし	小なし 中あり	不明	計
ア 身体接触	2.9	1.9	4.8	2.0	11.5	0.9	0.9	0.0	0.0	1.8
イ 裸や下着姿の写真撮影	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ウ 雑誌やビデオ見せ	1.0	0.0	0.0	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
エ キス	1.0	1.0	2.9	2.0	6.8	0.0	2.8	0.0	0.0	2.7
オ 裸や性器見せ	1.0	1.0	1.0	1.9	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
カ 性器接触	1.9	1.0	3.8	2.8	9.5	0.9	0.9	0.0	0.0	1.8
キ 性器接触強要	1.0	0.0	1.0	1.0	2.9	0.0	0.9	0.0	0.0	0.9
ク 他人の性交見せ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ケ 性交未遂	0.0	0.0	1.0	1.9	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コ 性交	1.0	0.0	2.9	1.1	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図2-5 被害者-経験あり

□小あり 中あり ■小あり 中なし □小なし 中あり □不明

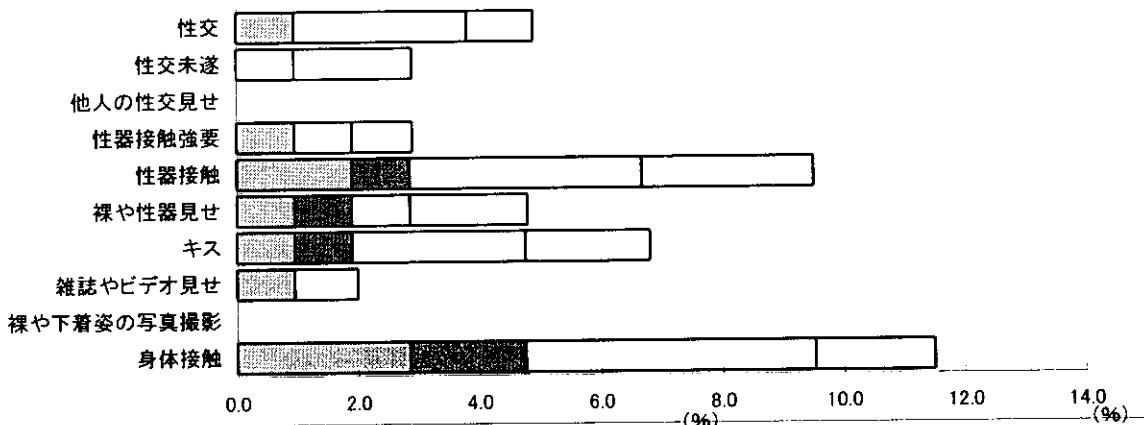


図2-6 一般女-経験あり

□小あり 中あり ■小あり 中なし □小なし 中あり □不明

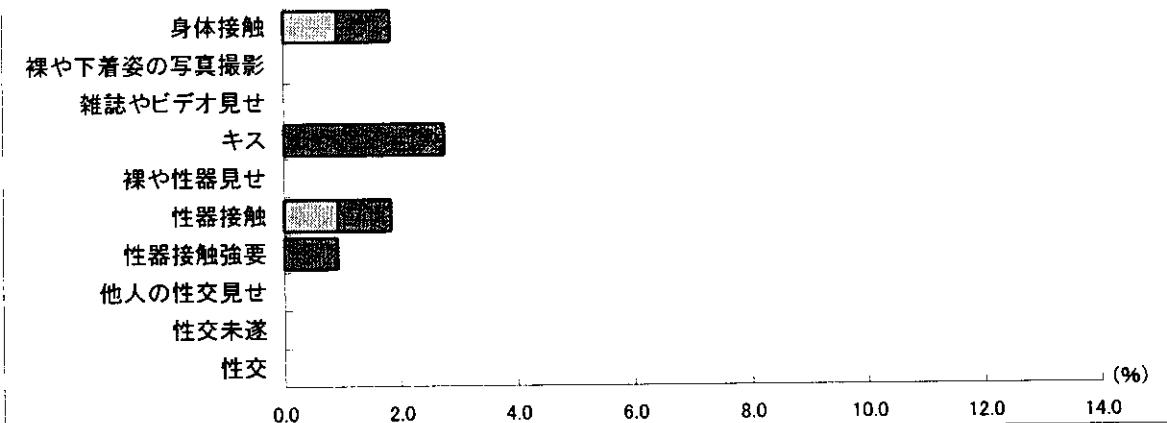


表 2-12 虐待のパターン2（性的虐待を含む）

虐待のパターン	被 害 者	一般男			計
		男	女		
4種類	暴力+ネグ+ 心理+性	5.8	1.0	1.8	1.4
3種類	暴力+ネグ+ 心理+性	35.9	16.0	22.0	19.1
	暴力+ネグ+ 性	1.0	0.0	0.9	0.5
	暴力+心理+ 性	0.0	1.0	0.9	1.0
	ネグ+心理+ 性	1.9	0.0	0.0	0.0
	計	38.8	17.0	23.9	20.6
2種類	暴力+ネグ	4.9	6.0	6.4	6.2
	暴力+心理	16.5	17.0	13.8	15.3
	暴力+性	1.0	1.0	0.0	0.5
	ネグ+性	2.9	4.0	6.4	5.3
	ネグ+性	0.0	0.0	0.0	0.0
	心理+性	1.0	1.0	1.8	1.4
	計	26.2	29.0	28.4	28.7
1種類	暴力	5.8	5.0	7.3	6.2
	ネグ	1.0	3.0	1.8	2.4
	心理	8.7	16.0	15.6	15.8
	性	1.0	0.0	0.0	0.0
	計	16.5	24.0	24.8	24.4
なし		12.6	29.0	21.1	24.9

表3-1 先行研究による虐待の経験（家族から受けた加害行為）

		身体的 暴力 (軽度)	身体的 暴力 (重度)	性的 暴力 (接触)	性的 暴力 (性交)	不適 な保 護 態度 (ネグレ クト)	心 理 的 虐 待	計
少年院	男子	63.8	47.1	1.4	0.3	7.9		
	女子	74.7	59.8	15.3	4.8	10.5		
	合計	64.9	48.3	2.8	0.8	8.2		
児童自立 支援施設	男子	38.3		1.6		27	26.7	49.3
	女子	28.4		13.1		22.2	33.2	47.8
	合計	30.5		4.3		25.5	22.3	48.7

「子どもの心の健康」調査

調査協力のお願い

現在、少年の凶悪犯罪が多発するなど、子どもを育てる環境、子どもの生育環境は厳しいものになっております。また、親の側でも、どのように子どもを育てたら良いのか、迷うことが多いかと思います。

この調査では、あなたが今まで、お子さんを育てるにあたり、どのようなことを心がけてお子さんに接してきたかについてお伺いしたいと思います。

これらの結果は、今後、これから子育てをする方々へ、子どもが健全に育つための支援のための資料として、利用させていただきたいと思います。

ご記入上の注意

- 1 回答は、特にことわりのない限り、あてはまるこたえの番号を1つ選び、その番号に○をつけてください。
- 2 ()で示されているところは、答えにあてはまる数字あるいは文字で答えてください。
- 3 質問の進み方は、矢印や質問の前の「注意書き」をよく読んで、それに、したがってください。

F 1 あなたは、お子さんの 1. 父親 2. 母親 3. その他()

F 2 お子さんの性別・年齢 性別: 1. 男 2. 女 年齢: ()歳

F 3 あなたの性別は 1. 男 2. 女

F 4 あなたの年齢は 満()歳

F 5 現在、あなたの家に同居している人は、次のうちの誰ですか。あてはまる番号のすべてに○をつけてください。

1. 配偶者 2. 自分の実父 3. 自分の実母 4. 自分の養父・継父 5. 自分の養母・継母
6. 祖父 7. 自分の祖母 8. 兄弟 9. 姉妹 10. その他親戚等()

F 6 あなたのお子さんは 1. 男だけ 2. 女だけ 3. 男と女

Q 1. お子さんについて、次のような心配や不安がどのくらいありますか。

	1 よくある	2 たまにある	3 全くない
1 子どもの生活態度の心配	1	2	3
2 子どものことがよく分からぬ不安	1	2	3
3 子どもの通っている学校・学校の先生に関するこ	1	2	3
4 子どもの勉学・成績に関するこ	1	2	3
5 子どもの友人関係・異性関係に関するこ	1	2	3
6 子どもが非行化しないかという心配	1	2	3
7 子どもがひきこもっているこ	1	2	3
8 子どもが他人に迷惑をかけるのではないかという心配	1	2	3
9 自分にうまく子どもが育てられるかという心配	1	2	3

Q 2. あなたはお子さんのことで心配事があったとき、配偶者にどのようなことでも相談しますか。

1. 何でも相談できる
2. 内容によっては相談できないこともある (相談できない内容)
3. ほとんど相談することはない
4. 配偶者はいない

Q 3. あなたはお子さんのことで心配事があったとき、配偶者以外にだれに相談しますか。次の中からあてはまる人すべてに○をつけてください。

1. 兄弟姉妹 2. 自分の父 3. 自分の母 4. 配偶者の父 5. 配偶者の母 6. 親戚
7. 近所の人 8. 学校時代の友人 9. その他() 10. 相談相手はない

Q 4 少年の重大犯罪が多発しているのはなぜだと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 少年だと罪が軽いから 2. 親のしつけがゆきとどかないから 3. 受験体制に問題があるから
4. 学校がつまらないから 5. 子どもがイライラすることが多いから 6. 悪いことをしても注意されないから
7. 友人関係に問題があるから 8. 社会が悪いから 9. その他()

Q 5 一般的に子どもを育てるときに、次のようなことは「子育て上のしつけ」としては当然のことだと思いますか。それとも、子どもにとっては、「してはいけない」ことだと思いますか。母親、父親の場合についてそれぞれ答えて下さい。また、「当然」と回答した場合、それは、子どもの年令がいくつくらいまで「当然」とお考えですか。当然だと考えられる時期にすべて○をつけてください。

母親の行為	母親のしつけ			しても良い時期				
	1 当然	2 やむを得ない	3 してはいけない	1. 就学前	2. 小学校低学年	3. 小学校高学年	4. 中学生時	5. 中学卒業後
ア. 泣いても放っておく	1	2	3					
イ. 食事を与えない	1	2	3					
ウ. 風呂に入れたり下着を替えたりしない	1	2	3					
エ. 大声でしかる	1	2	3					
オ. お尻をたたく	1	2	3					
カ. 手をたたく・ぶつ	1	2	3					
キ. 頭をたたく・なぐる	1	2	3					
ク. 顔を平手打ちにする	1	2	3					
ケ. ひどくつねる	1	2	3					
コ. 物を使ってたたく	1	2	3					
サ. 物を投げつける	1	2	3					
シ. 髪を切る	1	2	3					
ス. 押入等に入れる	1	2	3					
セ. 家の外(ベランダなど)に出す	1	2	3					
ソ. 1人で家においておく	1	2	3					
タ. 裸のままにする	1	2	3					
チ. 自動車内等に放置する	1	2	3					
父親の行為	父親のしつけ			しても良い時期				
	1 当然	2 やむを得ない	3 してはいけない	1. 就学前	2. 小学校低学年	3. 小学校高学年	4. 中学生時	5. 中学卒業後
ア. 泣いても放っておく	1	2	3					
イ. 食事を与えない	1	2	3					
ウ. 風呂に入れたり下着を替えたりしない	1	2	3					
エ. 大声でしかる	1	2	3					
オ. お尻をたたく	1	2	3					
カ. 手をたたく・ぶつ	1	2	3					
キ. 頭をたたく・なぐる	1	2	3					
ク. 顔を平手打ちにする	1	2	3					
ケ. ひどくつねる	1	2	3					
コ. 物を使ってたたく	1	2	3					
サ. 物を投げつける	1	2	3					
シ. 髪を切る	1	2	3					
ス. 押入等に入れる	1	2	3					
セ. 家の外(ベランダなど)に出す	1	2	3					
ソ. 1人で家においておく	1	2	3					
タ. 裸のままにする	1	2	3					
チ. 自動車内等に放置する	1	2	3					

Q 6 子育てをするにあたり、大切なことはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 1 良いことをした時はほめ、悪いことをした時は厳しく叱ること | 5 どんな子でもかわいがる |
| 2 子どもの長所を見つける | 6 どんなことをしても叱らない |
| 3 できる限り子どもの可能性を伸ばす | 7 どんなときでも子どもに暴力をふるわない |
| 4 きちんとした教育をうけさせる
(具体的に) | 8 子育てを夫婦で分かれ合う |
| | 9 夫婦ケンカを子どもに見せない |
| | 10 その他 () |

Q 7 最近の中学生や高校生の男女交際についてどのようにお考えですか。男女交際のしかたについて、さまざまなものがあげてあります。中学生や高校生の男女交際として、「してもかまわない」とあなたが思うものはどの様なことですか。アから カのそれぞれについて答えてください。

	中学生も高校生もしててもかまわない	中学生はいけないが高校生はしてしてはいけない	中学生も高校生もしてしてはいけない	わからない
ア. キスする	1	2	3	4
イ. 夜、二人だけである	1	2	3	4
ウ. 自分の部屋で（相手の部屋で）二人きりになる	1	2	3	4
エ. ベッティングする	1	2	3	4
オ. 二人だけで外泊する	1	2	3	4
カ. セックス（性交）する	1	2	3	4

Q 8 最近の子育て事情について何かご意見があれば自由にご記入ください。

■ ご協力ありがとうございました。

子どものころの親のしつけについて

こたえかた

- 1 こたえは、あてはまる番号を選び、その番号に○をつけてください。
- 2 ()には、こたえにあてはまる数字や言葉を書いてください。
- 3 こたえかたは、矢印(→)や質問の前の「注意」を読んで、それに従ってください。